

三田市内部統制基本方針

内部統制は、日々の業務の中で組織的かつ自律的に遂行されるプロセスであって、内部統制を有効に機能させていくためには、職員一人ひとりが主体的に取り組む必要があります。

このため、地方自治法第150条第2項に基づき、三田市内部統制基本方針（以下「本方針」という。）を定め、本方針のもと、適正な行政サービスの提供を阻害する事務上の要因（以下「リスク」という。）を識別及び評価し、リスクの発生を未然に防止し、発生時には早期対応を図るための仕組みを構築していきます。

これにより、今まで以上に適正な事務執行と質の高い行政サービスを確保し、市民から信頼される市役所の確立に取り組んでいきます。

1. 目的

（1）事務の有効性及び効率性の確保

事務手順を検証し、明確化するとともに、効果的、効率的な事務執行を確保します。

（2）財務報告の信頼性の確保

会計事務等の財務に関する規則等を遵守するとともに、適切かつ分かりやすい情報発信を行うことで財務報告の信頼性を確保します。

（3）事務に関わる法令等の遵守

法令遵守による適正な事務執行、服務規律の徹底、公金の適正な管理などコンプライアンスを確立し、不祥事の根絶に向けて、組織をあげて取り組みます。

（4）資産の保全

市が保有する資産の定期的な確認を行い、資産の適正な管理とともに有効な活用を図ります。

2. 対象とする事務

（1）財務に関する事務

（2）その他市長が必要と認める事務

3. 内部統制の評価及び見直しについて

内部統制の取組については、毎年度評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上で、市会に提出するとともに公表します。

また、内部統制に関する評価結果、監査委員や市会からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本方針及び具体的な取組の見直しを行います。

令和3年4月1日
三田市長 森 哲 男